

なくそう!



# 障害者虐待

～障害者虐待をなくし、誰もが尊厳をもって暮らしやすい地域づくり～

平成 24 年 10 月 1 日より、障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）が施行されました。

障害者虐待防止法では、障害者に対する、家族などの養護者、または施設従事者、事業主による次のような行為を障害者虐待と定義しています。

こんなことが **障害者虐待** にあたります。

## 身体的虐待

- ★身体への暴行（叩く、つねる、やけどさせる等）
- ★身体拘束（柱や椅子やベッドに縛りつける、部屋に閉じ込める）など



## 性的虐待

- ★性的行為を強要する
- ★わいせつな映像を見せる
- ★本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話するなど



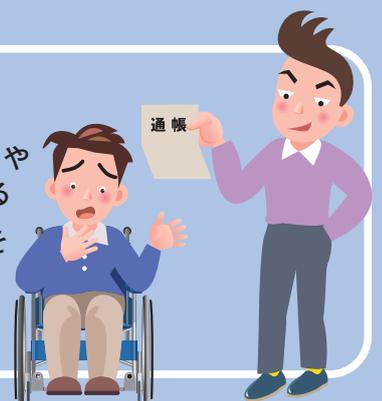
## 介護・世話の放棄・放任

- ★食事や水分を十分に与えない
- ★必要な福祉サービスを受けさせない・制限する
- ★同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置するなど



## 経済的虐待

- ★年金や賃金を渡さない
- ★本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する
- ★日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせないなど



## 心理的虐待

- ★怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- ★失敗を嘲笑し、言いふらす
- ★話しかけても意図的に無視する
- ★人格をおとしめるような扱いをする など

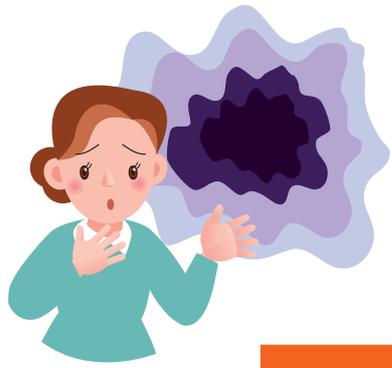


気づかずに

『虐待』していることもあります。

虐待をしている家族には、「虐待をしている」という自覚がない場合が多く、本人自身も虐待を自覚していないケースもあります。当事者の自覚の有無に関わらず、客観的に見て権利侵害が行われている場合、

**それは『虐待』です！**

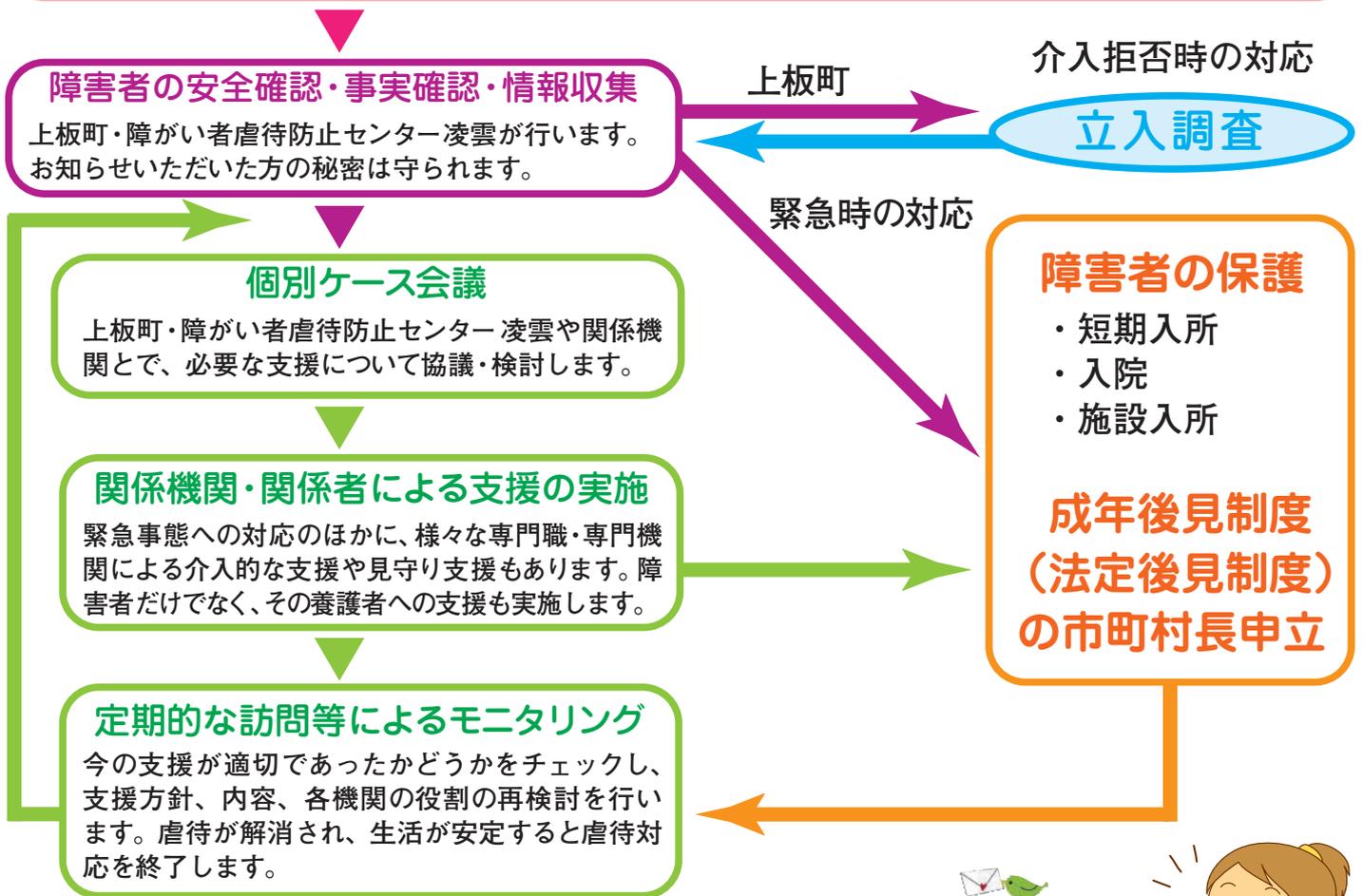


「虐待かも…」  
「このままでは虐待になってしまうかも…」  
「虐待になる前に…」

## 相談・通報等

介護負担が重いと感じておられる方への  
相談・助言も行います。

上板町・障がい者虐待防止センター 凌雲（障害者虐待対応窓口）での受理



### 相談窓口・連絡先

障害者虐待は誰にでも起こりえる事です。虐待の事について、気になる事があれば、まずご相談ください。

\*相談は無料で、秘密は厳守されます。



### 障害者虐待に関する相談・通報窓口

障がい者虐待防止センター<sup>りょううん</sup> 凌雲 【平日及び休日・夜間】

**住所** 771-1253 徳島県板野郡藍住町矢上字安任 56-5

**TEL** 088-693-1140  
**FAX** 088-692-6776

上板町役場 福祉保健課 【平日 8:30～17:15】

**住所** 771-1392 徳島県板野郡上板町七條字経塚 42番地

**TEL** 088-694-6810  
**FAX** 088-694-5903